

春秋三伝入門講座

第一章 春秋経文の性格

野間 文史

五経について／春秋に語らせる／春秋は現存しない／諸子は王官に出づ／春秋の起源／春秋の形式／春秋の内容／記言の書と記事の書
／春秋の文体／春秋の書式／春秋は魯中心／尊王の心情／周封建制度の維持／春秋の制作年代／春秋の欠字・欠文／春秋の素材

五経について

漢の武帝によって儒家思想が国家の教学として認定され、その建元五年(BC136)の春、五経博士が設置された。つまり儒学の経典として五種類の書物「五経」が国家によって公認されたわけである。その具体的な内容は以下の通り。

先ず第一に「易」(易経・周易ともいう)。占いの書であるとともに、宇宙論・処世哲学の書でもある。この作者は伝説的帝王である三皇五帝のひとり伏羲で、周の文王とその弟の周公がこれに手を入れたとされている。そして後には孔子が解説(これを「十翼」と呼ぶ)を付け加えたという。

次に「書」(書経・尚書ともいう)。古代の帝王の演説を筆録したもの。五帝の最後である堯・舜の時代から、周の初めにかけての王

者の言葉が記載されており、また周の中期の諸侯のものが一部含まれている。元来三千余篇であったものを、孔子が取捨選択した結果、現在の百余篇に編纂されたと伝えられる。

次に「詩」(詩経・毛詩ともいう)。中国でいちばん古い詩歌集であり、我が国でいえば「万葉集」がこれに相当するであろう。諸国の民謡を集めた「風」、周の王室の宮廷儀式に使われた「雅」、祖先を祀る際に使われた「頌」というように、大きく三部に分けられる。これもまた孔子によって三百余篇に編集されたということになっている。

さらに「礼」(礼経ともいう)。古代人の社会生活・家庭生活における礼儀作法の記録である。周王朝の建国の初め、周公によって定められたと、伝統的に信じられてきたものである。孔子はこの周

公の政治を理想とし、「周は二代（夏・殷）に監み、郁郁平として文なるかな。吾は周に従はん」と述べたという。

そして最後に「春秋」。本講座で取りあげようとするのがすなわちこの書である。もともと孔子の生まれた魯の国（山東省）の年代記の名称であったと伝えられるが、これに孔子の手が加えられたことによつて、一諸侯国の年代記が経書としての權威を持つことになつたわけであり、その間の事情を説明していこうというのが本講座執筆の目的の一つでもある。もっともこれは「春秋」に限つたことではないこと、右の諸経も説明の通りである。つまり経書のすべてがなんらかの形で孔子との関わりを持つことによつて経書として權威づけられたのであり、このことを経書一般の性格として先ず認識しておくべきであらう。

春秋に語らせる

さて本講座では先ず最初に、「春秋」がいかなる性格と内容をもつた文献であるかということから説明してゆくつもりであるが、その際、可能な限り「春秋」自身にそれを語らせたいと思う。というのは、従来「春秋」を論じたものは後代の文献の記載を根拠にしたものがほとんどだからである。特に「春秋」には後述するような「伝」と呼ばれる解説書・釈義書が数種類著作されており、これらがそれぞれ独自の「春秋」観を持つているので、「伝」を通して「春秋」を論じた場合、どうしてもそれぞれの「春秋」観に引きずられる恐れが有る。そこで本章ではできるだけ「春秋」をして「春秋」を語らせることから始めた。先入観を持たないで「春秋」をながめてみると、「春秋」は

我々に何を語ってくれるであらうか。またそのことによつて、後世に生み出された「伝」の由来・性格もまた明らかになるかも知れない。

春秋は現存しない

とはいうものの、実は「春秋は現存しない」ことをあらかじめ断わっておかなければならない。それはどういふことかという点、「春秋」は単独の文献として現存しないのである。さてそれでは以下に問題にしようとする「春秋」とは何であるのかといえ、後章で詳述する「春秋」の解説書である三伝、すなわち「公羊伝」・「穀梁伝」・「左氏伝」に付随して伝承されてきたものである。

そのため三伝の伝えるそれぞれの「春秋」の文章には若干の異同が有る〔①〕。そしてその多くは同音による通假、字形の相似による誤伝、伝写の際の脱文、衍文、誤写などであるが、根本的に異なるのが、公・穀二伝が哀公十四年（哀公、また後述の襄公・隠公についてはこのすぐ後で説明する）の「十有四年、春、西狩獲麟」という一句で終わるのに対して、「左氏伝」の伝承する「春秋」ではさらに二年後の「夏、四月、己丑、孔丘〔孔子〕卒」にまで延長されていることである。また公・穀二伝には「左氏伝」には無い襄公二十一年の「十有一月、庚子、孔子生」の一句が有る。つまり三伝合わせると孔子の生卒年が記録されていることになる。しかしながら後述するように、「春秋」に記載された人物は周王と諸侯、そして諸國の卿大夫といつたいわば大臣級の貴族に限られており、その一生の大半を私人として送つたと伝えられる孔子の生卒年が「春秋」に記

録されるはずはない。そもそも「春秋」にその生卒年が記載されているのは、孔子以外では魯の莊公ただ一人なのである。

したがって我々が現在見得る「春秋」には、このような類の三伝の作成者等によるいくばくかの加筆・変改のあることは否定できないであろう。つまり「春秋」の原形がそのままの形で伝わっていると思ふことはできないのである。そういうわけで、先に可能な限り「春秋」それ自体にその性格を語らせたいと述べたけれども、それにはある程度の限定がつくことは避けられない。そのような制約が有ることを念頭に置きつつも、でき得る限り「春秋」それ自体を觀察してみようというのである。

なお本講座で以下に引用する「春秋」の例文は、基本的には「左氏伝」伝承の「春秋」に拠ることとする。先に述べた三伝伝承の「春秋」の異同を考察した結果、「左氏伝」が最も古い形を残しているというのが定論とされているからである(②)。ただし「春秋」の始終については公・穀・二伝の伝える通り、隱公元年から哀公十四年「西狩獲麟」までとした(③)。

諸子は王官に出づ

ところで今に伝わる中国でいちばん古い文献目録は、後漢の班固(32-92)の手になる「漢書」の中の一編、「藝文志」である。そしてそこには秦の始皇帝(259B.C. - 210B.C.)の天下統一・思想統制以前に輩出した多くの思想家群、後世に「諸子百家」と呼ばれた人々の学問が、周王室の官職、すなわち「王官」にその起源を持つという考え方が見えている(④)。たとえば孔子・孟子といった「儒家」は「司徒の官」

から出、老子・莊子に代表される「道家」は「史官」から出たというように。班固のこの主張に対しては後世において異論が出てくるのであるが、しかし周王朝の衰微とともに、王室に独占されていた諸文化が「文化逃亡者」の手によって中国全土に拡散していったという基本的な部分においては、彼の説は妥当なものと考えてよからう。そして儒家思想の開祖であり、古典文化の集大成者といわれた孔子(551B.C. - 479B.C.)は、この周王朝の文化が(さらにいえば諸侯の公室の文化をも含めて)、秘蔵から公開へ、集中から分散へと推移していったその歴史の流れの、ちょうど過渡期に位置していたと思われる。

春秋の起源

そして本章で取りあげようとする「春秋」という文献も、ある時期に公室から公開された資料のひとつであったと思われる。その起源は、周王朝建国の功臣であり、武王の弟でもあった周公旦の子の伯禽が封建された魯国の年次曆にあったともいわれている。それは魯の隱公元年(722B.C.)から哀公十四年(481B.C.)に至る十二公、二百四十二年間の出来事が編年体、つまり年を追って順次に記録されたものである。魯公十二人の在位年の内訳は次の通り。

隱公	十一年	722B.C. - 712B.C.
桓公	十八年	711B.C. - 694B.C.
莊公	三十二年	693B.C. - 662B.C.
閔公	二年	661B.C. - 660B.C.

僖公 三十三年 659B.C. - 627B.C.
 文公 十八年 626B.C. - 609B.C.
 宣公 十八年 608B.C. - 591B.C.
 成公 十八年 590B.C. - 573B.C.
 襄公 三十一年 572B.C. - 542B.C.
 昭公 三十二年 541B.C. - 510B.C.
 定公 十五年 509B.C. - 495B.C.
 哀公 十四年 494B.C. - 481B.C.

後世、中国古代史の一時期を「春秋時代」と呼ぶのが、この「春秋」に記録された期間にもとづくことはいうまでもない〔⑤〕。つまり「春秋」とは隠公元年の左に挙げる七条から

元年、春、王正月（魯が周曆を使用していることを意味する。）

三月、公及邾儀父盟于蔑

（魯の隠）公が邾国の君の儀父と蔑の地で盟った。

夏、五月、鄭伯克段于鄢

鄭国（伯爵）の君が鄢において段に伐ち克った。

秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之賵

天王が宰の咺を派遣して恵公と仲子の賵を贈らせた。

九月、及宋人盟于宿

（魯が）宋の人と宿の地で盟った。

冬、十有二月、祭伯來

（周の）祭伯が（魯に）來た。
（魯の大夫）公子益師が卒した。

哀公十四年の

十有四年、春、西狩獲麟 西に狩して麟を獲えた。

という一条に及ぶまでのおよそ千八百余条、字数にして一万六千五百余字から成ったものである。一年の条数は、最も多いのが僖公二十八年の二十八条、最も少ないのが桓公四年の二条というように必ずしも一定してはいないが、平均すれば七・八条となる。したがってここに記録されたものは、その年に起った重要な事件であったと見なしてよからう。ただし例年行われた年中行事の類は「春秋」には記録されなかった模様である。

春秋の形式

その基本的な体裁を模擬文にして図式化すると左のようなになる。

	年	時	日	事
春	王正月	甲子	○	○
	(王)二月	○	○	○
	(王)三月	○	○	○
夏	四月	○	○	○
	五月	○	○	○
	六月	○	○	○
	七月	○	○	○
秋	八月	○	○	○

	九月	〇〇	〇〇〇〇〇
	冬	十月	〇〇
		十有一月	〇〇
		十有二月	乙丑
			〇〇〇〇〇

この模倣文をもとに「春秋」の形式について説明しよう。先ず最初の「年」についてであるが、これは魯の十二公の即位の年を元年とする紀年であり、公が薨じた翌年が新公の元年である。これを「踰年改元(年を踰えて元を改む)」という。ただしこれは年号ではない。年号はさらに下った前漢の武帝(158B.C. - 88B.C.)の建元元年(110B.C.)に始まるといわれている。したがってたとえば現今の我が国の元号のように、昭和六十四年と平成元年が同一年中に並存するということはない。

ところで「春秋」を一読して我々が先ず気のつくことは、「春夏秋冬」の四「時」がほんの一部の例外(桓公四年・七年には秋・冬字が、昭公十年・定公十四年には冬字が無い)を除いて、漏れなく記録されていることである。一「時」に記録すべき事柄が無い場合も、「春王正月」とか「夏四月」「秋七月」「冬十月」というように、この一句だけでも必ずその記録が有る。これは以下に説明する「王」「月」「日」の記載に比べると際だった特徴だといえよう。「春秋」の「春夏秋冬」の四時について、後世のある時期に整備し直したという説が有るのも、あなたがち否定できない(⑥)。

次に「春」の正月・二月・三月に「王」と記載しているのは、「春秋」が周王室の暦法に準拠することを示すものであろう。通

常では「王正月」というように「王」字を最初に記録するが、正月に記録すべき事柄が無い場合には、「王二月」または「王三月」から始めるのを原則とする。ただ「王」字が記録されていない年もまた少なくない。筆者の調査するところ、「王」字が記載されているのは242年中133例である。つまり54・5パーセント。特に年代によるばらつきは無いが、桓公時代の十八年中に四例しか記載されていないというのが、いささか目を引く程度である。

次に「月」についてであるが、必ずしも十二箇月のすべてを揃えてはいない。右の模倣文では一応十二月のすべてを揃えて十二条の形にしておいたが、記事の無い月もあり、同月に数条あるものも少なくない。そして「時」のみで「月」を明示しない記事もあって、それが何月の記事であるのかが不明なものも若干例ある。

最後の「日」付けについては、これが干支(十干と十二支の組合せ)によって記録されていることが注目される。「月」と同様、すべての記事に日付が有るのではなく、だいたいの傾向としては、朝聘・侵伐等の記事には無く、要盟・戦敗・卒・日食等の記事に記録されることが多いということが言えるであろう。また二百四十二年間で、特に日付の有無にばらつきは見られない。いずれにしても、これらは「春秋」が年次暦を基礎とした記録であることを物語るものである。

春秋の内容

次に「春秋」の記事の内容について述べることにしたい。筆者が「春秋」全体を調査したところ、次のような結果を得た。先ず「伐つ」(227)・「侵す」(61)・

「滅ぼす」(33)・「取る」(29)・「入る」(51)・「囲む」(47)・「戦う」(33)・「敗る」(32)・「救う」(24)・「次る」(16)といった、当時の諸侯国間の戦争軍事に関係する記事が最も多いことが確認できる。左に伐・侵・滅・戦・囲・戦の一部を見本として引用してみよう。（「桓5」とは桓公五年、また「宣12」とは宣公十二年の記事であることを表す。以下も同じ。）

- 桓5 秋、蔡人衛人陳人從王伐鄭 蔡人・衛人・陳人が王に従って鄭を伐った。
- 莊15 鄭人侵宋 鄭人が宋に侵入した。
- 僖5 楚人滅弦、弦子奔黃 楚人が弦国を滅ぼした。弦の君（子爵）が黄国へ逃げた。
- 昭17 楚人及呉戦于長岸 楚人が呉国と長岸の地で戦った。
- 宣12 楚子圍鄭 楚の君が鄭国を包围した。

次に多いのが「会す」(210)・「盟う」(106)・「如く」(134)・「来たる」(57)・「朝す」(39)・「聘す」(38)といった、いわば各国間の友好関係を示す記事である。以下に会・盟・来聘の一部を引用してみよう。

- 隠9 冬、公會齊侯于防 魯公が齊国の君（侯爵）と防の地で会合した。
- 桓12 丙戌、公會鄭伯盟于武父 魯公が鄭国の君（伯爵）と会合して武父の地で盟った。

成3 衛侯使孫良夫來聘 衛の君（侯爵）が（大夫の）孫良夫を魯に來聘させた。

そして次に多いのが魯公を始めとする諸侯や貴族、また周王の死亡記事と葬儀の記事、つまり凶事といえるもので、「卒す」(12)・「薨す」(21)・「崩す」(9)・「葬る」(120)などがその例である。いま卒・葬の一部を引用しておこう。

- 隠3 八月、庚辰、宋公和卒 宋国の君の和が卒した。
- 隠3 癸未、葬宋穆公 宋の穆公を葬った。
- 隠7 滕侯卒 滕の君（侯爵）が卒した。
- 隠8 冬、十有二月、無駭卒 （魯の大夫）無駭が卒した。

そのほかに魯公が会盟などから帰国したことを意味する「自り至る」(106)とか、主として諸国内での内紛による「殺す」(66)・「弑す」(23)・「奔る」(75)・「叛く」(1)とか、また諸国間の紛擾による「執える」(31)など、また土木工事である「城く」(39)とか「築く」(8)など、あるいは祭祀関係の「雩」(雨乞い)「郊」(天地の祭り)「卜」(8)、さらには天変地異を含む自然災害といった類の「日食」(36)・「災」(12)・「大水」(9)・「地震」(5)・「蝨」(5)「蝗」(すむ)「(3)・「饑」(6)などが目につく記事である。

このように「春秋」千八百余条の大部分は、戦争・会盟といった当時の国際関係上の大事と、貴族の死亡記事で占められている。つ

まり「春秋」は当時の貴重な記録ではあるが、当時の人々の生活全般に亘るものではなかった(⑩)。

記言の書と記事の書

さて後漢の大学者鄭玄(127-200)に

は、「春秋とは国の史官による人君の行動の記録である。左史の職が記録したものが春秋であり、右史の職が記録したものが尚書である」(「六藝論」)という見解が有る。この鄭玄説の拠り所は漢代に編集された礼文獻「礼記」玉藻篇の、「動くときは則ち左史之れを書し、言ふときは則ち右史之れを書す」という記事であるが、これらに言う事柄の真偽の穿鑿はさておき、古代の史官の記録の内容を君主の行動(記事)と言辞(記言)に分別してみるならば、「春秋」は徹底的に「記事」の書といえるであろう。

そして「記言」の書である「尚書」(「書経」の別名)の文章が昔から非常に難解であるとの定評が有るのに対して、「記事」の書である「春秋」は極めて平易な文章である(⑪)。漢文にはおおよそ、疑問(反語)、擬定(するつもり)、推量、相談(勧誘)、命令(願望・禁止)、感歎と、それらのどれにも属しない平叙と、合わせて七つの文体が有るが、「春秋」には平叙以外の文体が一度も使われていないという指摘が有る(⑫)。しかもその文章の構造もいたって簡単である。

春秋の文体 たとえば「春秋」には一字句のものが有る。

隱⁵ 螟 螟あり。 ずいむしが発生した。
桓⁵ 蝻 蝻あり。 いなごが発生した。
宣¹⁰ 饑 饑う。 飢饉が有った。

二字句のものが有る。

桓³ 有年 年有り。 豊年だった。
桓² 無冰 氷無し。 氷が無かった。
莊² 大水 大水あり。 洪水が有った。
襄⁷ 城費 費に城く。 費の町に城壁を築いた。

三字句のものもまた少なくない。

僖² 狄侵鄭 狄、鄭を侵す。 狄が鄭国に侵した。
文⁵ 毀泉臺 泉台を毀つ。 泉台をこわした。
昭² 王室亂 王室乱る。 王室が乱れた。

四字句・五字句にいたっては枚挙にいとまがないほどで、いずれも「春秋」は短句から構成されているものばかりである。「春秋」中最長的一条は定公四年の

三月、公會劉子・晉侯・宋公・蔡侯・衛侯・陳子・鄭伯・許男・曹伯・莒子・邾子・頓子・胡子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊國夏于召陵、侵楚

であるが、これも実際には固有名詞が羅列されているだけで、文章そのものの構造は極めて簡単である。

また助字の種類と数が少ないことも「春秋」の文章の大きな特色である。「于」(391)〔㊸〕「自〔より〕」(116)・「及」(93)・「其」(78)・「以」(39)・「之」(32)が多いほかは、「遂〔つひに〕」(20)・「乃」(15)・「暨〔＝與〕」(2)・「且」(2)・「又」(2)・「而」(2)・「與」(1)・「如〔いごと〕」(1)を見出す程度である。

しかも句末に置かれて記録者の語感を伝える虚字、たとえば「也」「哉」「乎」「耳」「矣」「焉」「而已」「耶」等は皆無である。したがって「春秋」の文章は全く感情の無い文章だともいえるであろう。この点からみても、「春秋」が徹底した「記事」の書であることが了解できるのである。

春秋の書式

ところで北宋の王安石(1021-1086)がこの「春秋」を評して「断爛朝報」、つまり「ずたずたにちぎれた官報」と述べたのは有名な逸話である〔㊸〕。すでに述べてきたように、「春秋」が記事の書であり、感情の無い文章であるところからすれば、王氏の「朝報」という指摘もある程度うなずけるであろう。しかし「断爛」という表現についてはいかがであるうか。これまでに若干数の「春秋」の文章を引用してきたのであるが、これらを果たして「断爛」と見なしてよいであろうか。

筆者は「春秋」の極めて簡潔でいわば無機的ともいえる文章の中

に、一定の書式のようなものを見出し得ると思う。そのことは「春秋」中から同類の記事を抜き書きしてみるとよく分かる。たとえば魯公の「即位」・「薨」・「葬」の記事を以下に引用してみよう。

即位

- 桓_二 元年、春、王正月、公即位
- 文_二 元年、春、王正月、公即位
- 宣_二 元年、春、王正月、公即位
- 成_二 元年、春、王正月、公即位
- 襄_二 元年、春、王正月、公即位
- 昭_二 元年、春、王正月、公即位
- 定_二 夏、六月、癸亥、公之喪至自乾侯、戊辰公即位
- 哀_二 元年、春、王正月、公即位

薨

- 隱_二 冬、十有一月、壬辰、公薨
- 桓_二 夏、四月、丙子、公薨于齊
- 莊_二 八月、癸亥、公薨于路寝
- 閔_二 秋、八月、辛丑、公薨
- 僖_二 乙巳、公薨于小寝
- 文_二 春、王二月、丁丑、公薨于臺下
- 宣_二 冬、十月、壬戌、公薨于路寝
- 成_二 己丑、公薨于路寝
- 襄_二 夏、六月、辛巳、公薨于楚宮
- 昭_二 十有二月、己未、公薨于乾侯
- 定_二 壬申、公薨于高寝

【釋】 桓18 冬、十有二月、己丑、葬我君桓公

閔101 夏、六月、辛酉、葬我君莊公

文101 夏、四月、丁巳、葬我君僖公

文118 六月、癸酉、葬我君文公

成101 二月、辛酉、葬我君宣公

成118 丁未、葬我君成公

襄31 癸酉、葬我君襄公

定101 秋、七月、癸巳、葬我君昭公

定115 丁巳、葬我君定公、兩不克葬、戊午、

日下辰乃克葬

「即位」については隱公・莊公・閔公・僖公の四公に記事がなく、また定公の即位が異例のものであったことを推測させるほかは、極めて整然とした書式をここに見出し得るのである。「葬」については、「春秋」十二公の最後の哀公が在位のうちに「春秋」が終了しているため、その記事を欠くのは当然のこととして、隱公と閔公には薨じた場所の記述がなく、桓公の場合には齊の國で薨じているというように、この三君には何か特殊な事情のあったことを予想させるものが有る。「葬」ではやはり隱公・閔公の記事が無いのが注目されるであろう。

したがって一見したところ無味乾燥にみえる「春秋」の文章にも、もしその記録された事柄の背景が明らかになれば、そこになんらかの意味を見出すことが可能ではないかとの期待が持てるのである。

ただし最初に断わっておいたように、ここでは他の文献の助けを借りることは措くこととしよう。そこで以下、「春秋」の書式の中に見える二・三の特徴的な事柄を指摘してみたい。

春秋は魯中心

先ずそのひとつは、「春秋」が魯国を中心として、魯国主体の記録であるということである。

右の「葬」の例で、魯公が「我君」と表記されていたように、「春秋」で「我」という第一人称で表記されたものはすべて魯国を意味している〔⑩〕。

隱18 庚寅、我入邴

我が國が邴の地に入った。

莊18 八月庚申、及齊師戰于乾時、我師敗績

齊の軍隊と乾時の地で戦い、我が軍が敗績した。

莊19 冬、齊人宋人陳人伐我西鄙

齊人宋人陳人が我が國の西境の辺邑を伐った。

また「春秋」中の記事に魯国に関するものが最も多いことはいうまでもないが、当時の有力諸侯のほかに、魯に近い邾・莒・杞・滕・薛・小邾・紀といった魯の属国（これを附庸ふようという）を含む小國の記事が多いことも注目すべきである。このことは「春秋」が魯国で作成された文献であることを裏付けるであろう〔⑪〕。

さらに次の二条は、いずれも魯公が諸侯と会合した記事である。

僖04 四年、春、王正月、公會齊侯・宋公・陳侯・衛侯・鄭伯・許

男・曹伯侵蔡、蔡潰

僖08 冬、公會晉侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・陳子・莒子・邾子・秦
人于温

この二条については、後代の歴史文献によれば、僖公四年の齊侯とは齊の桓公、僖公二十八年の晉侯とは晋の文公である。そしてこの二人が当時において春秋の五霸に数えられる諸侯の旗頭であったことはいうまでもない。したがってそれぞれの会合を召集した事実上の主宰者は齊侯であり晉侯であつたはずで、魯公はこれに参会しにすぎないのである。ところが「春秋」ではあくまでも魯公が齊侯あるいは晉侯以下に会合したという書き方をする。つまり「春秋」における主格は常に魯国なのである。そういう書き方がされているという意味をも含めたうえで、「春秋」は魯国主体の記録である。このことを書式から見た「春秋」の特色の第一点として指摘しておきたい。

尊王の心情 第二点として、「春秋」に周の王室に対する尊崇

の念を見出すことができることを挙げよう。「春秋」242年中133年に「王正月」「王二月」「王三月」という表現が有ることはすでに述べたところであるが、これは「春秋」が周王の曆法に準拠していることを意味すると考えるのが自然である（⑭）。

また「春秋」が魯国を主格にしていることも先に述べた。ところ

が

僖08 公朝于王所

公が王の居る所へ朝した。

僖08 天王狩于河陽、壬申、公朝于王所 天王が河陽の地で

狩をした。

というような記事が有る。これは魯公が王の御座所に朝見、つまり臣下として謁見したという意味である。霸者でさえ下位に置いた「春秋」が、王に対しては特別な書き方をしているのである。そういうわけで、魯公を主体とした書き方がされている会合に王室から使者が派遣された場合、当然その記事には特別な書法が使われることになるであろう。

僖05 公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首止

公が齊侯以下と王世子に会した。

僖09 夏、公會宰周公齊侯宋子衛侯鄭伯許男曹伯于葵丘

公が宰周公以下と葵丘で会した。

僖09 夏六月、公會王人晉人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉

公が王人以下と翟泉で盟った。

成01 夏、公會單子晉侯宋公衛侯曹伯齊人邾人伐鄭

公が單氏以下に会し鄭を伐った。

僖公五年では、公が齊侯以下の諸侯を率いて「王の世子」、つまり太子に会見したという書き方であり、その他でも周の人物である

宰周公（僖公九年）・主人（僖公二十九年）・單氏（成公十七年）等は
いづれも諸侯の上に位置づけられているのである。これは王室から
派遣された人物に対する敬意の表れであることはいうまでもない。

さらに周王の死亡記事については、周王だけの「崩」という表現
が用いられていることも注目される（⑤）。以上のような点からし
ても、「春秋」に「尊王」の心情が有ることは間違いない（⑥）。

周封建制度の維持

第三点として「春秋」が「秩序」を重んじ
ていることが挙げられる。ここにいう「秩

序」とは、具体的には周の封建制度下の身分関係である。歴史的な
事実として周の封建制度が果たしてどの程度にまで実施され機能し
ていたかについては、ここで論じる余裕はないが、「春秋」におい
ては先ず五等の爵制が守られていることが指摘できる（⑦）。つま
り宋の君は常に「宋公」、齊・晋・衛の君は常に「齊侯」「晋侯」
「衛侯」、鄭の君は「鄭伯」、楚の君は「楚子」（ただし当時にお
いてすでに楚は王号を称していたという）、許の君は「許男」というよ
うに、二百四十二年間に若干の異同はあるものの、その爵制は一定
した書き方がなされているのである。そして魯が常にこの爵制を越
えた存在として記録されていること、また周王室の關係者が上位に
位置づけられていることはすでに述べたところである。もともと五
等の爵制が必ずしも「公侯伯子男」の順序通りではないことも、既
引の諸例から明らかである。おそらく会盟の主辛者を上位に置き、
その他はおおむね爵制に拠ったものではあるまいか。

ただし君臣の關係は嚴格で、たとえ晋・齊の大国であっても、そ

れが卿大夫であるなら、小国の君主を越えて上に位置づけられるこ
とはない。

文_二 六月、公會宋公・陳侯・衛侯・鄭伯・許男・曹伯・晉趙盾・癸

酉、同盟于新城

成_二 癸丑、公會晉侯・衛侯・鄭伯・曹伯・宋世子成・齊國佐・邾人

同盟于戚

文公十四年の例では晋の趙盾、成公十五年では宋の世子成、齊の
國佐、邾人が国君以外の人物である。なお齊の大夫の上に宋の世子
成（後の平公）が配置されている点にも注目すべきである。齊の大
夫より宋の世子の方が上位であるということ、将来国君となるべ
き人物は大夫の上に位置づけられるのであろう（⑧）。

また「春秋」では用字を使い分けることによって君臣上下の關係
を明確にしている例が有る。そのひとつが「朝」「聘」の区別であ
る。魯を外国の君主や大夫が訪問した場合、魯国より下位の国には
すべて「来朝」という表現を用いており、魯国よりランクが上の国
の大夫（大国の君主が魯国を訪れた記事は無い）には「来聘」とい
う表現がなされているのである。逆に魯公や魯の大夫が諸外国へ出か
けていく場合は、すべて「如」という表現を用いる。また「公朝于
王所」という記事が有ることはすでに述べた。

さらに「春秋」中でのかなりの分量を占める貴族の死亡記事におい
ても、身分による書き分けが有る。つまり周王には「崩」字、魯公
と魯公夫人には「薨」字、その他は「卒」字というように、君臣・

内外の区別が有る。さらに「弑」字と「殺」字の別もその例として挙げてよからう。臣下が主君を殺害した場合には「弑」字を用いることはいうまでもない。

後代の文献で、しかも道家の書である「莊子」天下篇に、「春秋は以て名分を導ふ」と述べるのは、「春秋」のこのような性格を説明したものだといえようか。

春秋の制作年代

ところで「春秋」に記録された記事に付けられた日付（干支）等を手がかりに、天文曆法的研究によって「春秋」（や「春秋伝」）の制作年代を決定しようとする試みが有る。たとえば「春秋」には日食の記事が三十六条、さらに哀公十四年の一条をいれると三十七条の記録が見える(㉑)。現代の天文学の知識をもとにすれば、これらの日食の記事から「春秋」の制作年代とその記事の信憑性が推定できるはずである。そしてそのことは既に半世紀以上に新城新蔵・飯島忠夫両氏によって試みられたのであるが(㉒)、しかし両氏では全くその結論が異なる。つまり科学的方法を以てしても、記録された史料をどのように解釈するかによって、出てくる結論もまた違ってくるわけである。その根本的な問題のひとつは、右の日食記事の中には、中国で当時見えるはずのないものが記録されているからであるという。その数は、近時の研究書によれば、半数以上存在することである(㉓)。天文曆法の学に素養の無い筆者には事の是非を判断することはできないが、この問題については、「春秋」の歴法が紀元前三〇〇年前後に中国に伝来した西方の歴法によって遡って改装された可能性が

有るといふ最近の指摘(㉔)は注目すべきである。もしこの説が妥当であるとするとするなら、「春秋」は紀元前三〇〇年頃前後に、少なくとも歴法の上で整理し直されたことになるであろう。

春秋の欠字・欠文

さて筆者もまた「春秋」が後代に整理の手が加えられていることを認めるのにやぶさかではないが、しかしその大部分は当時の記録がほぼ生の形で伝えられたものだと考えている。というのは、「春秋」には以下に挙げるような不備が若干数存在しているからである（ただしこれは先に述べた三伝の伝える「春秋」の異同ではなく、三伝に共通するものである）。たとえば先ず桓公十四年に

夏、五、鄭伯使其弟語來盟

という一条が有る。これが「夏五月」とあるべき「月」字の脱文であることはほぼ間違いないであろう。しかし「春秋」の三伝は脱文のままに伝承してきているのである。

また桓公四年と七年には以下の二条が有るのみで、秋・冬の記事が無い。

四年、春、正月、公狩于郎

夏、天王使宰渠伯糾來聘

七年、春、二月、己亥、焚咸丘

夏、穀伯綏來朝。鄧侯吾離來朝

これは三伝ともに秋・冬の記事を欠文のままに伝承してきたのである。「春秋」二百四十二年中、四時の記事が無いのは、このほかに昭公十年と定公十四年に「冬」字を欠く例が挙げられる。このように「春秋」には脱文・欠文が有るのではないかと考えて今いちど見直してみると、意外にその数が多いことに気がつくのである。たとえば次もまたそのような例といえるであろう。桓公五年に

五年、春、正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒

という記事が有って、これには日付が二つ記録されている。三伝は二つ日付が有ることを前提にそれぞれ解説が付けられており、それがまた三伝それぞれの性格をも物語って興味深いものであるが、ここではそれはさておき、この例の場合「甲戌」の後の記事が脱落したというのが実情ではなからうか。あるいは錯簡の可能性も充分考えられるであろう。

また宣公三年の

冬、十月、丙戌、鄭伯蘭卒。葬鄭穆公

という鄭穆公の卒・葬の記事の間には必ずや「月日」の記載が有るはずである。なぜなら卒・葬が同日に行われることは無いからである。これにも脱文、あるいは錯簡の可能性が有る。

さらにまた莊公二十四年の

冬、戎侵曹。曹羈出奔陳 戎が曹を侵し、曹羈が陳に出奔した。

赤歸于曹。郭公 赤が曹に帰国した。郭公。

とある「郭公」についても、古来その意味が不明のものとして問題視されてきたものである(㊟)。おそらくなんらかの誤字あるいは脱字とみるのが妥当であろう。

そしてさらに「春秋」中の「春王正月」・「夏四月」・「夏五月」・「秋七月」・「冬十月」の下に記事の無い例が相当数有ることについても、あるいはそこに脱落が有ったのではないかとの推測も可能である。したがって後世のある時期に「春秋」に整理の手が加わったと見なすには、あまりに不備が多すぎるのである。そこで以上のような三伝の伝承する「春秋」の中に共通する脱落を認め得るとするならば、それは何を物語るであろうか。一応、筆者は次のように推測してみた。

春秋の素朴さ

「春秋」は魯の宮廷の年次暦の余白に史官が事件を記録したものが基になっている。そのため

毎年定期に行われる年中行事の類の記録は極めて少ない。そしてこれらは年ごと追加されていったわけであるが、そこには一定の書式が有ったであろう。その一部についてはすでに指摘した通りである。ところが二百年以上にわたって蓄積された「春秋」が、なんらかの機会に、厳密な校訂者の手が加わらないうちに世に出て広まり、し

かもそれが權威を持つに至ったのである。その結果、後世に三伝をはじめとする解説書が作成されたのであるが、もはやその評価の定まった時点では、作伝者が自己の思想的な立場から意図的に「春秋」に改変の手を加えようとしても、それが叶わなかったのではあるまいか。

というのは、たとえば前掲の桓公十四年の「夏五」について、「公羊伝」・「穀梁伝」では以下のように、

「公羊」 夏五とは何ぞ。焉ニを聞く無きのみ。（このことについては伝聞がない。）

「穀梁」 夏五とは疑はしきを伝へしなり。（欠文の疑いがあるが、これをそのまま伝えたのである。）

と述べて、敢えて「夏五月」と訂正していないのである（なお「左氏伝」にはこの件に関する記載が無い）。以上のような点からして、「春秋」の大部分は、年次暦を基本とした年代記としての素朴な形を残している、と筆者は考えている。

注

① このことを専門に論じた文献には、清儒趙坦の「春秋異文箋」（皇清経解）・侯康（1797-1896）の「春秋古経説」（皇清経解統編・叢書集成初編）等がある。また最近の研究書としては、台湾の嘉新水泥公司文基金叢書の中の陳新雄「春秋異文考」（一九六四）と林耀曾

「春秋古経洪詰補正」（一九六六）の両書、また謝秀文「春秋三傳考異」（文史哲出版社 一九八四）等が加えられている。

② たとえば洪業「春秋経伝引得」序（哈佛燕京学社引得 一九三七）・佐川修「春秋源流考」（東北大学教養部紀要第四号 一九六六）「春秋学論考」東方書店 一九八三）など。

③ 我が国には徳川時代に「春秋」経文だけを単行した和刻本が二・三有ったようであるが、これらはいずれも「左氏伝」伝承の「春秋」である。ただし哀公十四年「西狩獲麟」をもって打ち切っている。そのひとつ「和刻本経書集成 第一輯」（汲古書院 一九七六）には、藤原惺窩（1561-1619）加定の寛永五年（一六二八）刊の「五経」が収められているので、容易に手に入れることができる。

④ 「藝文志」諸子略に分散して記録された篇叙に述べるところをまとめると、次の通りである。

儒家者流	五十三家	司徒之官
道家者流	三十七家	史官
陰陽家者流	二十一家	義和之官
法家者流	十家	理官
名家者流	七家	礼官
墨家者流	六家	清廟之守
從横家者流	十二家	行人之官
雜家者流	二十家	議官
農家者流	九家	農稷之官
小説家者流	十五家	稗官

⑤ ただし現在の中国史学では、東周の始まり、すなわち周が洛邑に東

遷した平王元年(770B.C.)から、晋が韓・魏・趙の三国に分立して諸侯となった周の威烈王二十五年(403B.C.)までを「春秋時代」と見なし、それ以後を「戦国時代」と呼んでいる。

⑥ たとえば洪業「春秋経伝引得」序(哈佛燕京学社引得)、また注②を参照されたい。

⑦ 民国初年の春秋学者の一人衛聚賢(1897-)の「春秋的研究」(国史月報 二一六・七 一九二七「古史研究」所収)という論文には、「春秋の書物としての性質は一部の貴族史である。春秋中の記載で庶民にいささかなりとも関係のある水害・ひでりといった災害の記事は、全体の十分の一に過ぎないからである」という指摘が有る。

⑧ 唐の韓愈は「尚書」の文章の難解さを「信屈聱牙(しんくつごうが)」として耳に入り「たい」、**「春秋」**を「謹嚴」と評したという。

⑨ 高橋君平「春秋経の文体」(鹿児島短期大学研究紀要一 一九六八)による。高橋氏にはまた「春秋とは何か 一・二」(大阪経済法科大学論叢九・一七 一九八〇・八二)という論考が有る。なお「一」には高橋氏所蔵の「春秋」経文の和刻本が影印されている。ただしこれは刊行年が未詳とのこと。

⑩ 前掲衛氏「春秋的研究」では、先秦の諸文献における介詞としての「于」字と「於」字(於餘丘・於越の四例を除く)の使用例を検討した結果、「春秋」では「于」字のみで「於」字が見えないことを根拠のひとつとして、「春秋」の成立が「尚書」や「毛詩」に次ぎ、「左伝」・「国語」・「論語」・「孟子」に先んずると結論している。

⑪ 「宋史」王安石伝に、「春秋の書を黜(しよ)けて、学官に列せしめず。戯れに目して断爛朝報と為すに至る」とある。

⑫ ただし「春秋」には第一人称としては「我」字が見えるのみで、「吾」字の使用例が無いことを指摘しておこう。

⑬ 参考までに「春秋」に見える魯国以外の諸国を多い順に挙げてみる。
 齊*(389) 晋*(393) 宋*(252) 鄭*(244) 衛*(214)
 楚*(138) 陳*(133) 曹*(119) 邾*(111) 王*(80)
 莒*(72) 蔡*(68) 許*(60) 杞*(57) 滕*(48)
 吳*(44) 秦*(38) 狄*(34) 薛*(30) 小邾*(26)
 紀*(21) 燕*(7) 越*(5)

右の国名の下に*印を付したのは前漢の司馬遷(15B.C.-?)の「史記」十二諸侯年表に列挙された当時の有力諸侯である。これらの諸国の記事が多いのは当然であるが、しかし魯国に近い邾・莒・杞・滕・薛・小邾・紀のような小国の記事もまた少なくないことが分かるであろう。

⑭ ちなみに春秋時代から戦国時代にかけての同時資料とでもいうべき金文(金属器に铸こまれた銘文)の中にも、これに類する表現が有る。
 周王崩御の記事は以下の通りである。

隳₃₃ 三月、庚戌、天王崩
 桓₅ 三月、乙未、天王崩
 僖₈₈ 冬、十有二月、丁未、天王崩
 文₈₈ 秋、八月、戊申、天王崩
 宣₈₈ 冬、十月、乙亥、天王崩
 成₈₈ 冬、十有一月、己酉、天王崩
 襄₁₀ 九月、辛酉、天王崩
 襄₈₈ 十有二月、甲寅、天王崩
 昭₈₈ 夏、四月、乙丑、天王崩

⑯ 周王は「春秋」では「天王」(28例)と表現されているが、この「天王」という表現は、実は「春秋」に特有のものらしく、他の先秦文献中には極めて希な用法であることが注目される。「天王」以外では、固有名詞としての周王を除くと、「王」「天子」と表記された以下の5例が有るのみである。「王」は「天王」の、「天子」も「天王」の誤記の可能性が高い。すでに唐の陸淳「春秋集伝纂例」名位例にもその指摘が見える。

桓₀₅ 秋、蔡人衛人陳人從王伐鄭

莊₀₁ 王使榮叔來錫桓公命

文₀₅ 五年、春、王正月、王使榮叔歸含且鼎

文₀₅ 王使召伯來會葬

成₀₈ 秋、七月、天子使召伯來錫公命

⑰ 五等の爵制は、第二章で言及する「孟子」によって詳説されるものであるが、金文等の出土文物資料に拠れば、必ずしも「春秋」記載の爵位と一致しない例も有ることが、すでに民国初年に顧頡剛をはじめとする偽古学派によって指摘されている。なお金文資料と「春秋」記載の爵制については、疑古学派の見解を克服した吉本道雅「春秋五等爵考」(東方学第八十七輯 一九九四)を参照。

⑱ ただし齊の世子光(後の齊の莊公)のみが、どういうわけか年を追って上位に進んでいるのが注目される。あるいは他の何らかの力が働いているのかもしれない。

襄₀₃ 公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光、己未、同盟于雞澤

襄₀₅ 公會晉侯宋公陳侯衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯齊世子光

吳人繪人于戚

襄₀₅ 公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯齊世子光救陳

襄₀₆ 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭

光伐鄭

襄₁₀ 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光會吳于柤

光會吳于柤

襄₁₀ 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

子伐鄭

襄₁₁ 公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

子伐鄭

襄₁₁ 公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

子伐鄭 會于蕭魚

⑲ 「春秋」に見える日食の記事は以下の通りである。日付を欠くもの三例はいずれも「春秋」初期のものであり、「朔」字を記載しない九例も前半に偏っていることが分かる。これは古い時代ほど記載が不十分だと考えるのが妥当ではあるまいか。したがって後世、曆法上で整理がなされたとする説(注⑳)にもいささかの疑問が無いではない。

隱₀₃ 春、王二月、己巳、日有食之

桓₀₅ 秋、七月、壬辰、朔、日有食之、既

桓₁₇ 冬、十月、朔、日有食之

莊₁₈ 春、王三月、日有食之

莊₂₅ 六月、辛未、朔、日有食之、鼓用牲于社

莊₂₆ 冬、十有二月、癸亥、朔、日有食之

莊₃₀ 九月、庚午、朔、日有食之、鼓用牲于社

傳 ⁹⁵	九月、戊申、朔、日有食之
傳 ¹²	春、王三月、庚午、日有食之
傳 ¹³	夏、五月、日有食之
文 ¹¹	二月、癸亥、日有食之
文 ¹³	六月、辛丑、朔、日有食之、鼓用牲于社
宣 ⁸	秋、七月、甲子、日有食之、既
宣 ¹⁰	夏、四月、丙辰、日有食之
宣 ¹⁷	六月、癸卯、日有食之
成 ⁶	六月、丙寅、朔、日有食之
成 ⁷	十有二月、丁巳、朔、日有食之
襄 ¹⁴	二月、乙未、朔、日有食之
襄 ¹⁵	秋、八月、丁巳、日有食之
襄 ²⁰	冬、十月、丙辰、朔、日有食之
襄 ²¹	冬、九月、庚戌、朔、日有食之
襄 ²¹	冬、十月、庚辰、朔、日有食之
襄 ²³	春、王二月、癸酉、朔、日有食之
襄 ²⁴	秋、七月、甲子、朔、日有食之、既
襄 ²⁴	秋、八月、癸巳、朔、日有食之
襄 ²⁷	冬、十有二月、乙卯、朔、日有食之
昭 ⁵⁷	夏、四月、甲辰、朔、日有食之
昭 ¹³	六月、丁巳、朔、日有食之
昭 ¹⁷	夏、六月、甲戌、朔、日有食之
昭 ²¹	秋、七月、壬午、朔、日有食之
昭 ²²	十有二月、癸酉、朔、日有食之

昭²⁴ 夏、五月、乙未、朔、日有食之
 昭³¹ 十有二月、辛亥、朔、日有食之
 定⁵ 春、王三月、辛亥、朔、日有食之
 定¹² 十有一月、丙寅、朔、日有食之
 定¹⁵ 八月、庚辰、朔、日有食之
 哀¹⁴ 五月、庚申、朔、日有食之

②① 新城新藏「東洋天文学史研究」(弘文堂書房 一九二八)・飯島忠夫「支那曆法起源考」(岡書院 一九三〇)後に第一書房 一九七九
 ・「天文曆法と陰陽五行説」(岡書院 一九三九 第一書房 一九七九)等を参照。

②② 渡辺敏夫「日本朝鮮中国日食月食宝典」(雄山閣出版 一九七九)に拠る。これに対し、齊藤国治・小沢賢二「中国古代の天文記録の検証」(雄山閣出版 一九九二)に拠れば、注②に引用した日食記事に錯簡・誤字が有るとの前提に立ってこれに訂正の手を加えると、「不食」は三例のみになるということである。

②③ 小嶋政雄「春秋の曆法に就いての試論」(大東文化大学紀要二〇一九八二)による。小嶋氏は、西欧の曆法が、紀元前四三三年に始められたと伝えられるメトン法(十九年七閏法)から紀元前三三〇年に施行されたカリポス法(七十六年法)へとというように、その発展の跡を歴史的に辿ることができるのに対し、中国では「毛詩」「尚書」に見える「觀象授時」という言葉が示すような、日月星辰を觀測して時節を指示する程度の素朴原始的な曆法から、突然「春秋」の「四分曆法」と称せられる高度な曆法へと飛躍していることに疑問を呈し、結論的には、「春秋の拠っている四分曆法は、中国独自に開発されたも

のではない。西紀前三〇〇年前後に東漸したと推せられる、西欧のカリポス暦法によって、遡上改装したものである」と述べておられる。極めて説得力のある論考である。

- ㊦ 宮崎市定「春秋の郭公について」（『アジア史研究第五集』同朋社一九七八）
「宮崎市定全集5」岩波書店 一九九二）参照。

（補記）

この第一章の大部分は、かつて「春秋経文について」（広島大学文学部紀要第五十巻 一九九二）として発表したものである。このたび「春秋三伝入門講座」を連載するに当たり、第二章の前に再録し、読者諸賢の便に供することとした。ただ、その後の研究成果については、これを充分に取り入れていないことをお断りしなければならない。特に平勢隆郎氏「新編史記東周年表」（東京大学出版会 一九九五）は、「史記」六国年表のみならず、この第一章の内容にも反省を促すものであるが、今はその検討の余裕のないままに、若干の補訂を施すのみで再録することとした。